

塩竈市新婚さんいらっしゃい結婚祝金支給申請書

年 月 日

塩竈市長

殿

申請者 現住所：塩竈市

氏 名

電 話

メー ル

塩竈市新婚さんいらっしゃい結婚祝金支給要綱第4条の規定により結婚祝金の支給を受けたいので、下記の事項に誓約・同意のうえ申請します。

記

	(夫)	(妻)
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻届提出 年 月 日	年 月 日	

●口座振込を希望される方は、口座情報をご記入ください。

銀行名		
支店名		
口座番号	普通・当座	
口座名義 (カナ)		

※添付書類：塩竈市以外で婚姻届を提出した場合…婚姻届受理証明書

【誓約・同意事項】

(1) 結婚祝金の支給対象となる夫婦として、次のいずれにも該当しています。

- ① 婚姻日が令和4年4月1日以降であること。
 - ② 申請時において、夫婦の双方が1年以内にこの事業による結婚祝金の支給を受けていないこと。
 - ③ 夫婦のいずれか一方が婚姻日時点で市内に住民登録されていて、かつ、申請時において住民登録期間が3月以上であること、又は、婚姻日から起算して1月以内に夫婦のいずれか一方が市内に転入し、その日から3月以上継続して住民登録をされていること。
 - ④ 申請日から起算して1年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。
- (2) 塩竈市（以下「市」という。）が本申請書の審査等をするため、必要な住民情報等を公簿等により確認をすることや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、市が求める関係書類を提出します。
- (3) 結婚祝金の支給決定後、結婚祝金を受け取ることができなかった場合において、市が定める申請期限（婚姻日から起算して6月以内）までに連絡がないときは、市が当該申請を取り下げられたものとみなすことに同意します。
- (4) 市が結婚祝金を支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、結婚祝金を返還します。